

電気工事士免状交付事務業務委託応募要領

1 業務名

電気工事士免状交付事務業務

2 業務の目的

本業務は、電気工事士免状交付事務業務を民間に委託することにより、行政サービスの向上を図ることを目的とする。

3 業務の内容

受託者は、電気工事士免状交付事務業務として第1種及び第2種電気工事士免状交付申請書受付、交付名簿の作成、免状の作成・発送（免状へのスキャナーによる写真の取り込み及び貼り付け、免状郵送のための封筒の宛名書きなどを含む。）を県の標準処理期間（10日間。ただし、県の休日を含まない。）以内に行うこと。（※詳細は、別添「電気工事士免状交付事務処理マニュアル」のとおり。）

4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

5 応募資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- ② 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ④ 国又は地方公共団体との契約に関して令和7年2月14日から令和7年2月28日までの間において指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 申請者の利便性及び業務の迅速化を図るため、県内に事業所（営業所）等を有し、委託業務を当該事業所（営業所）等で行える者
- ⑥ 電気工事士法に精通した者であること。具体的には、次のいずれかの要件を満たす者
 - イ 代表者又は従業者が電気工事士の資格を有している者
 - ロ 電気工事士の試験に係る業務を行っている者
 - ハ 電気工事士の養成に係る業務を行っている者
 - ニ 電気工事士の講習に係る業務を行っている者
 - ホ イからニまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると知事が認める者

6 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」を13の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること（提出期間内に必着のこと。）。

(2) 提出期間

令和7年2月14日（金）から令和7年2月28日（金）まで

（※上記の期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで）

7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。なお、企画提案書等に使用する言語は日本語とする。

① 業務の実施体制（企画提案書様式1）

業務の実施体制図及び業務に携わる予定担当者及び他の従業員の資格等について記載する。

② 業務委託に係る提案（企画提案書様式2）

電気工事士免状交付事務の行政サービスの向上に有効な提案を具体的に記載する。

（例：申請の受付場所数、受付曜日、受付時間、その他を項目ごとに記載する。）

③ 参考見積（様式は任意）

本業務に係る参考見積は、次表を参照の上、各項目ごとに設定した単価（消費税を含む。）に件数を乗じて合計金額を算定し、提出すること。

なお、契約は単価契約とするため、実際の免状の交付数に応じた支払金額となる。

項目	単価（円） （消費税及び地方消費税を含む。）	件数 （令和7年度見込み件数）	金額（円）
免状交付（第一種）		125	
免状交付（第二種）		663	
免状再交付 （第一種）		19	
免状再交付 （第二種）		50	
免状書換（第一種）		2	
免状書換（第二種）		10	
合 計（消費税及び地方消費税を含む。）			

※1 参考見積は 内の記載を必須とします。

※2 件数は、令和7年度見込み件数となっています。

なお、令和7年度見込み件数は過去の実績を基に想定された数量であり、発注することを約束するものではありません。実際の発注が見込み件数に満たない場合であっても、当県は一切の責任を負わないものです。

(2) 提出方法

様式第2号により作成した企画提案書及び参考見積を13の「応募・照会等窓口」に郵送又は持参により1部提出すること。

(3) 提出期間

令和7年3月3日（月）から令和7年3月14日（金）まで

（※上記の期間の土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで）

8 提案の前提条件

- (1) 業務委託の内容は、「電気工事士免状交付事務処理マニュアル」（以下マニュアルという。）を参照すること。

【電気工事士免状交付事務を県が実施した場合の概要】

- ① 申請の受付：青森県危機管理局消防保安課（県内1箇所）
- ② 申請の受付時間など：土曜日、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）などの県の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 標準処理期間：10日間（ただし、期間中の県の休日は含まない。）
- ④ その他 郵便による申請の受付も行っている。

(2) 県から受託者への貸与品

品名	規格等	数量
Dynabook B65/DN パソコン	PB6DNTB44R7D1	1
プラスチック製電気工事士免状印刷用プリンター	ゼニアス 本体カラー グレー	1
プラスチック製電気工事士免状用ドキュメントスキャナー	C a n o n バーコードモジュール	1
外付け HD	HD-PCT500U2-BKJ	1
Canon Pixus インクジェットプリンター	IP2700	1
免状保管用手持ち金庫（鍵2個付き）		1

(3) 県から受託者への支給品

- ①免状プラスチックカード（台紙）（第一種及び第二種）
- ②免状印刷用プリンターインク及びクリーニングキッド
- ③免状交付状況報告書等印刷（紙）用プリンターインク

(4) 受託先の準備品

- ① 免状交付を行っていることをHPに掲載(県の免状交付申請様式掲載HPにリンク)
- ② 免状プラスチックカード（台紙）受入・払出簿の作成
- ③ 各種印刷用プリンターインク及びクリーニングキッドの受入・払出簿の作成
- ④ 免状発送用の封筒（宛名書きを含む。）

9 企画提案書を特定するための評価基準（別添「評価基準」を参照）

- (1) 業務の実施体制
- (2) 業務理解度
- (3) 免状交付に関する行政サービスの向上
- (4) 参考見積（業務コストの妥当性）

10 契約候補者の選定等

- (1) 契約候補者の選定に当たっては、県において、提出された企画提案書を9の評価基準に基づいて審査の上、本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は非公開とする。
- (2) 審査結果は、7(3)の提出期間に企画提案書を提出した者に通知（様式第3号）する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は含まない。）以内に消防保安課長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式自由）により説明を求められることができる。

ア 受付窓口

13の「応募・照会等窓口」と同じ。

イ 受付時間

土曜日及び日曜日を除く、毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 県は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して3日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に、書面により回答する。

11 契約等

- (1) 本業務に係る業務委託料予算額は、1年間で2,484千円（消費税及び地方消費税を含む。本業務委託契約の限度額である予定価格については、業務委託料予算額の範囲内で発注者が別途算定する。）とする。
- (2) 契約の形態は、項目ごとの単価契約とする。なお、本業務委託の支払金額は、実際の免状の交付件数に応じた金額となる。
- (3) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が整い次第、本業務委託に係る見積書を徴取し、その金額で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合は、委託契約の締結ができないことがある。

12 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。

- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者が、委託契約後に死亡、退職、病休、人事異動など、特別な理由により変更となった場合は、速やかに県に届け出なければならない。
なお、その場合は、変更後の担当者が変更前の担当者と同等以上の技術者であることを条件とする。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (7) 応募要領に関する質問がある場合は、令和7年2月21日（金）までに、書面により（FAX可）、13の「応募・照会等窓口」に提出すること。
なお、回答は、青森県庁ホームページ「公募・募集」上に掲載する。
(<https://www.pref.aomori.lg.jp/boshu/index.html>)

13 応募・照会等窓口

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

青森県危機管理局消防保安課産業保安グループ 澤田

直通電話 017-734-9392、FAX 017-722-4867